

監発第 60 号  
令和2年 2月28日

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 加 藤 裕



酒田市監査委員 高 橋 千代夫



### 定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知くださるようお願いします。

記

#### 1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
建設部 建築課	12月31日	1月22日～ 2月27日	2月19日

## 2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

## 3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

## 4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は下表のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

監査対象課	監査結果
建設部 建築課	<p>指摘事項</p> <p>市営住宅の住宅使用料及び駐車場使用料について、過年度未収金が年々増加し、特に住宅使用料の平成30年度未過年度未収金が25,400千円となり、10年前の平成20年度未過年度未収金12,530千円と比べ金額が2倍を超え、増加に歯止めがかかっていない。増加した理由は、長期間に渡って現年度収納を優先せず、繰り越してから回収する方法をとってきたことや、周囲の賃借人への影響を考慮して徴収停止や不納欠損処分を極力行わなかったことが考えられる。また、県内他市と比較しても収納率が低いことから、未収金の債権管理が適切に行われているとは言えない。市営住宅は生活弱者のセーフティネットであり、それぞれの入居者の生活実態に合わせた対応が必要であるものの、他方で納期限内に納付されている入居者との公平性を考慮しながら、滞納者への面談、連帯保証人への働きかけなど、積極的に取り組む必要がある。</p> <p>未収金の増加が市営住宅入居者全体の納付意識の低下につながることが懸念されることから、未収債権のうち回収が不可能と見込まれる債権については、いたずらに債権として管理することなく、所定の手続による債権放棄も含め、適正な債権管理に努めるとともに、滞納整理に当たっては、目標や年間計画など滞納整理方針を策定して、計画的に実施すること。</p>